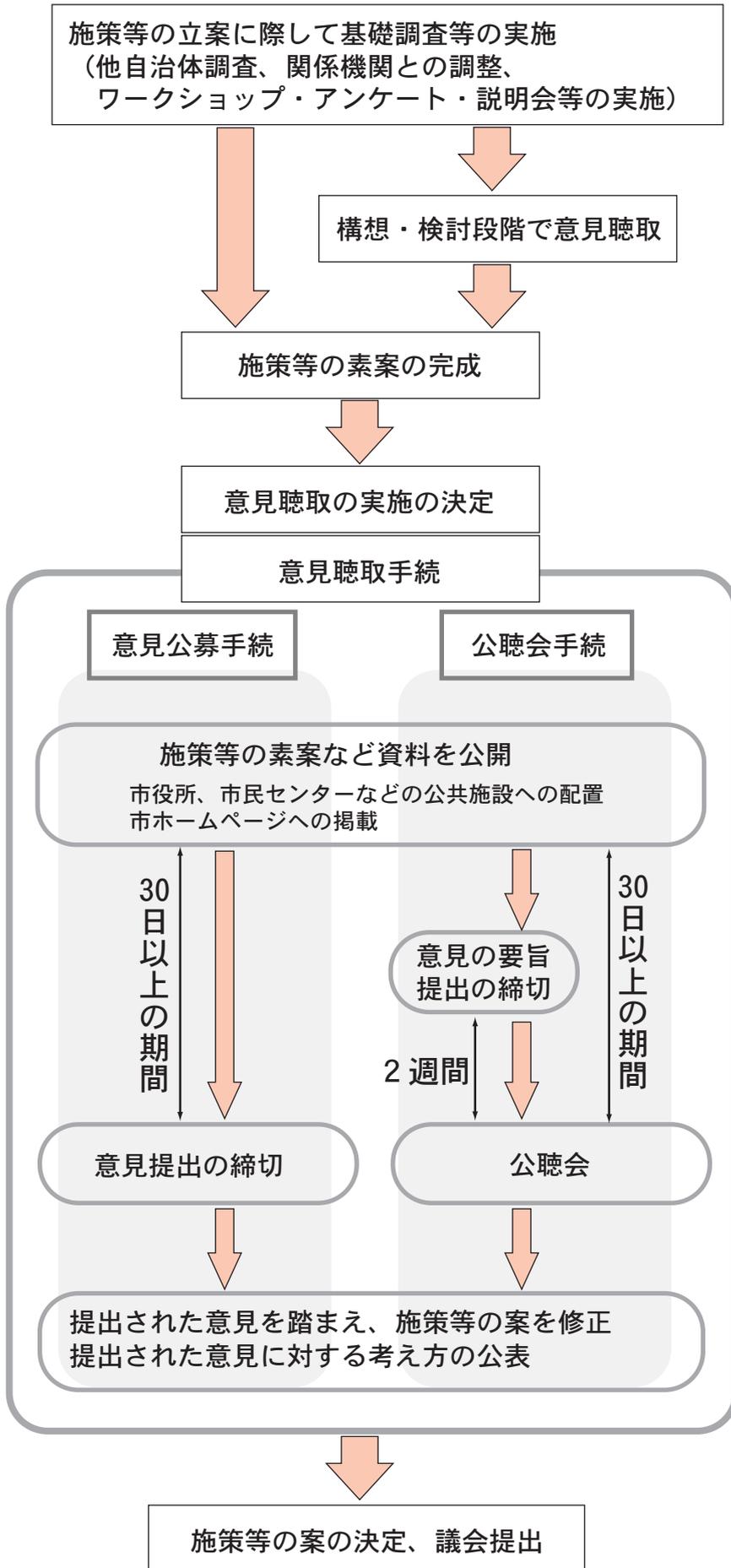


意見聴取手続制度の概略

手続の流れ



補足説明

施策等…第2条2項
アンケート・説明会等…第3条第3項

第3条で、意見聴取を実施するタイミングを素案が出来上がった段階に限定していないため、必要に応じて施策等の検討段階でも実施が可能である。

意見聴取を実施するかどうかは、原課の判断に基づくが、適正な実施を確保するため、意見聴取手続実施責任者や意見聴取手続実施責任者連絡協議会の判断による場合もある（第11条、規則第11条）。

意見聴取には「意見公募手続」と「公聴会手続」の2つがあり、いずれか1つ以上の手続を実施する（第3

意見を公表する1週間前を目途に、市議会議員に資料を配布し、意見聴取を実施する旨を周知する。

規則第4条で素案等の公表方法に、広報きしわだを含んでいないが、意見聴取を実施する旨の周知は必要である。

広報きしわだの発行サイクル（毎月1日）と原稿の締め切り（発行日の1カ月半前）、市民への配布のタイミング（実質7日頃）等を考慮する必要がある。

たとえば、10月1日号に掲載する場合、原稿の締め切りは8月15日であり、実際に配布が完了するのは10月7日ころである。意見公募で、実際に10月1日から素案を公表している場合、意見提出の締め切りは、規則上は10月31日でも構わないが、実情に配慮すれば11月7日以降にするのが望ましいと考えられる。

意見聴取を行う対象が、条例のように議会に諮る必要があるものの場合、議案提出のタイミングも視野に入れて、スケジュールを立てる必要がある。定例会（2月・6月・9月・12月）の2ヶ月前の中旬頃が総務管財課法規担当への法規審査提出締め切りである。

逆算すれば9月議会にかける条例であれば、7月中旬頃までに案を提出できるような日程で意見聴取を行う必要がある。